



# 長野県報

12月21日(木)  
平成18年  
(2006年)  
第1823号

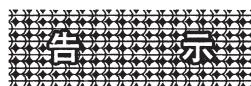
## 目 次

### 告 示

解除予定保安林にする旨の通知（5件）（森林整備課）	2
解除予定保安林（森林整備課）	2
都市計画事業の認可（都市計画課）	3
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧（河川課）	3
昭和62年長野県公営企業告示第3号（収納取扱金融機関の指定）の一部改正（経営企画課）	3

### 公 告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（土地・景観課）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	4
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	5
土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課）	5
土地改良区役員の住所変更の届出（農地整備課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	6
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築管理課）	6
一般競争入札（住宅課）	7
一般競争入札（3件）（河川課）	7
一般競争入札（2件）（砂防課）	10
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課）	11
特定調達契約に係る落札者の決定（教学指導課）	11

**長野県告示第604号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成18年12月21日

長野県知事 村井 仁

## 1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市座光寺1844の8、1844の9、1844の11から1844の14まで、1844の17、1846の7から1846の9まで、1847の7、1848の6、1848の7、1850の8、1850の10

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

**森林整備課**

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林整備課**

**長野県告示第607号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成18年12月21日

長野県知事 村井 仁

## 1 解除に係る保安林の所在場所

茅野市宮川字安国寺3372の170（国有林）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

**森林整備課**

**長野県告示第605号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成18年12月21日

長野県知事 村井 仁

## 1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市川路5549の1、5562の2、5572の2・5572の6・5572の7・5572の9（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林整備課**

**長野県告示第608号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成18年12月21日

長野県知事 村井 仁

## 1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市南信濃木沢143の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林整備課**

**長野県告示第606号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成18年12月21日

長野県知事 村井 仁

## 1 解除に係る保安林の所在場所

東筑摩郡生坂村大字東広津14139の19（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

**長野県告示第609号**

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成18年12月21日

長野県知事 村井 仁

## 1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市千栄1952の1・1953の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1952の2

## 2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

## 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

河川課

### 長野県告示第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年12月21日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

軽井沢町

2 都市計画事業の種類及び名称

軽井沢国際親善文化観光都市建設計画公園事業

7・6・2号 離山公園

3 事業施行期間

平成18年12月21日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字離山、大字長倉字離山、字岡越、字林下、字春日山、字飯綱地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

### 長野県告示第611号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県安曇野建設事務所において縦覧に供します。

平成18年12月21日

長野県知事 村井 仁

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 万水川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成18年12月21日

3 廃川敷地等の位置

安曇野市豊科南穂高6804番25

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,811平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

長野県公営企業告示第7号

昭和62年長野県公営企業告示第3号（収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成19年1月19日から施行します。

平成18年12月21日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

別表中「 中野西支店 '' ''  
'' 山ノ内支店 下高井郡山ノ内町」を  
「 '' 山ノ内支店 下高井郡山ノ内町」に改める。

経営企画課